

第 83 号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第5
3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項」に改め、「された場合」の次に「
又は法第7条の2第3項の規定による命令若しくは法第30条の12第1項において読み
替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請（以下この条において「命令等」と
いう。）をしようとする場合」を、「、当該申請」の次に「又は命令等」を加え、同項第
1号ア中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に改め、同項第2号中「、無
菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室（以下「治療室等」という。）の病
床であって、治療室等の入院患者が治療室等における治療終了後の入院のために専ら用い
る他の病床が同一病院内に確保されている場合の治療室等」及び「（以下「対応する専用
病床を有する治療室等の病床」という。）」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3
号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「対応する専用病床を有する治療室等」を「
放射線治療病室」に改め、「の申請があった日前」の次に「又は命令等をしようとする日
前」を、「当該申請があった日前」の次に「又は当該命令等をしようとする日前」を加え、
同条第3項中「対応する専用病床を有する治療室等」を「放射線治療病室」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第7条第1号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

附則第2条を次のように改める。

（介護老人保健施設等の入所定員数の経過措置）

第2条 第3条第1項の規定による既存の病床数の補正において、療養病床を有する病院
又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換
（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療
所の施設の全部又は一部を介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）
の規定による介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同法の規定による介護医療
院をいう。）の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定

員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「前条第1項」を「医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。次条、附則第7条の2及び附則第8条の2において「省令」という。）第52条第1項及び第3項」に、「附則第7条及び附則第8条」を「次条及び附則第7条から附則第8条の2まで」に改め、「（以下この条）の次に「及び次条」を加える。

附則第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、省令第53条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第6条中「21条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条ただし書中「看護師又は」を「、看護師又は」に改める。

附則第7条中「以下この条」の次に「及び次条」を、「次条」の次に「から附則第8条の2まで」を加える。

附則第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、省令第54条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第8条中「以下この条」の次に「及び次条」を加える。

附則第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、省令第55条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。